

第12回入善町農業委員会議事録

令和6年7月9日午後1時30分から第12回入善町農業委員会が3F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名

出席委員 17名

1番 五十里 章	2番 廣 清 奈緒美	3番 寺 田 晴 美	4番 森 下 さゆり
5番 森 下 吉 光	6番 上 田 幸 嗣	8番 竹 田 隆 浩	9番 嶋 先 良 昭
10番 安 藤 清 雅	11番 小 林 真一郎	12番 米 山 義 隆	13番 坪 野 和 夫
14番 前 田 俊 彦	15番 永 山 美 和	16番 亀 田 英 司	17番 上 野 好 雄
18番 田 中 吉 春			

欠席委員 0名

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	川 原 弘 美
入善町農業委員会	主 任	浜 西 亮 介
入善町農業委員会	主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第42号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第4	議案第43号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5	議案第44号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について
日程第6	議案第45号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について

議長（米山 義隆）

皆さんおつかれさまです。いよいよ7月になりました。今朝の新聞にジャンボ西瓜の巡回が載っており、森下組合長と寺田委員が映っておりました。梅雨入りが遅かったとはいえ、梅雨入り前に夏が来たような変わった気候の中で、最低気温でも夏日のようで、少し天気が良いと35度を超えるような、体調管理の難しい、外での仕事が大変つらい時期です。変わった気候の中で稲は順調に育っているように見えますが、いつもと違う様子も感じております。外での農作業では熱中症等に十分注意していただき、連日のようにテレビや報道では熱中症の危険性を報道しておりますが、体調には十分気を付けていただければと思います。

話は変わりますが、7月2日、新潟県見附市の皆さんが米山農産の見学に来られました。具体的にどのような農作業をしているのか、新潟県は昨年、皆さんもご存じのとおり、1等米比率がほぼ0に近い状態で、そういった状況乗り越えてきたので富山県はどのようにしておられるか、輸出米についてどう取り組んでいるかということ視察されていかれました。やはり入善町の農業は水が豊富なところで環境の良さを見ておられました。農地係長の川原さんと農政係長の柳沢さんにも来ていただいて、入善町の農業についても説明いただき、見附市の皆さんに入善町の農業を理解いただいたところになります。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。

順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6の終了までといたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。4番森下さゆり委員と8番竹田委員に決定いたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、ご両名に決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第3、議案第42号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第42号「農地法第5条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。議案書の1ページをご覧ください。

申請地：入善町高瀬〇〇

台帳地目 田 129㎡

譲渡人 魚津市〇〇〇〇 〇〇 〇〇 さん

譲受人 長野県松本市〇〇〇〇 〇〇 〇〇 さん

転用目的「貸店舗敷地」、権利の種類「所有権移転」

譲受人の〇〇さんは、有限会社〇〇の代表取締役です。有限会社〇〇は、長野県松本市で、地元の乳製品販売や、富山県黒部市でとれた魚介類を使った飲食業、カフェ併設のドッグサロンの経営などを行っている会社です。

〇〇さんは犬を飼っておられ、レストラン経営のために黒部市生地と松本市を犬連れで行き来する機会が多いのですが、周辺にペット連れで楽しめる施設が少ないと感じておられました。

園家山キャンプ場にも近く、水質の良い湧水があるエリアにある申請地を、隣接の1,055.4㎡の宅地と一体的に使用して、テラス席を備えたカフェ併設のドッグサロン、ドッグラン、長野県産の乳製品などの物販を行う店舗を建設する計画としたことから、今回の申請となりました。

入善町・朝日町で犬を飼育している約1,600世帯、園家山キャンプ場の利用者4,200名弱のうち、犬を同伴している利用者が約500名。ペット連れで楽しむことができる施設がない入善町・朝日町・黒部市近郊の住民や、園家山キャンプ場の利用者などの利用を見込んでいます。

敷地には、店舗やドッグランのほかに、利用客のための駐車場10台分及び、物品搬入のための大型車が出入りできるスペースを確保する必要があり、店舗運営のために必要な面積です。

申請地の農地区分は第1種農地ですが、転用目的が「貸店舗敷地」であり、「隣接する土地との一体利用」の項目に適合することが認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

生活排水につきましては隣接の宅地に設置された公共マスをとおして公共下水道へ、また雨水排水につきましては南西に流れる用排水路へ排出する予定です。

申請地は、昭和47年2月25日に除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

農業委員の意見書は竹田委員に頂いております。

以上です、よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました竹田委員より説明をお願いします。

竹田委員

先月、〇〇さんとは私は会っていないですが、行政書士の方を通じて申請がありまして、現地を確認してまいりました。今ご説明あった通りで利用したいということで、元々〇〇さんという方の家でしたが、今はおられず、親族の〇〇さんが所有していたとのことです。一応地目は田ですが実際は畑であり、宅地と一体的な土地なので、一体的利用すべき土地だと思います。それから隣接の圃場も、側溝がありまして、隣接耕作者の同意は不要とのことでした。適当ということで確認しております。

議長（米山 義隆）

ありがとうございます。それでは、この案件について質疑等を行いたいと思います。各委員からどなたでもご発言をお願いいたします。

田中委員

申請地の周り、隣の〇〇さん宅までの分、空白があつて、これが一体的に使われるということで1,170㎡ということですか。

事務局

この地図でいう〇〇の部分だけが対象になります。〇〇の横に空白のスペースがありますが、この部分は宅地に含まれております。

議長（米山 義隆）

結局この宅地も含めて全体を店舗とか、そういったものに使いたい中に畑があつたから転用したということですね。

事務局

その通りです。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。

議案第42号農地法第5条の規定による意見進達について、原案通り、県知事へ進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員挙手により、本案は原案通り、県知事へ進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第43号農用地利用集積計画の決定について及び議案第44号農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを議題とします。事務局より説明お願いいたします。

事務局

議案第43号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、その決定を求めます。

今回は、農地中間管理事業に関する申請もありますので、次の議案第44号「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について」を、合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。

農用地利用集積計画により、出し手農家の方から農地中間管理機構へ賃貸借権等が設定され、農用地利用集積等促進計画により、農地中間管理機構から受け手農家の方に賃貸借権等が設定されるという流れとなっております。また、農地中間管理機構が受け手農家に貸し付けることを目的として取得する権利をまとめて農地中間管理権といいます。

また、農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、この農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用集積等促進計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとなっております。今回は、別紙の補足資料にて報告させていただきます。

【別紙一覧で説明】

地区別についてはご覧の通りです。

合計のみ読み上げます。

新規は、4件、4筆、1,742㎡

再設定は、1件、7筆、11,782㎡

合わせて5件、11筆、13,524㎡です。

参考に前年同月の農業委員会の件数も記載してあります。

以上、よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。

それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

昨年も地域計画をやっていく上で、集積を進めよう、農業委員会としてやっているところですが、今回こういう個人の名前もありますがそういった流れがあるんですか。

事務局

今回の申請はほとんど新規と書いてあるものに関しても、元々契約のあったものばかりで、改めて新しく集積されたものは基本的にない形となっております。

事務局

一番最初の〇〇さんと〇〇さんの再設定に関しては期限が切れていたものが、そのままになっていたのを改めて契約を結び直したものになります。

2件目の〇〇さんと〇〇さんについては、この土地は元々宅地になっていましたが、取り壊されて地

目も田に、登記地目も田に変えられて、元々あった農地と一体的に利用されるということで、新規となりました。

〇〇さんに関しましては、元々契約はされていなかったものになりますが、改めて設定されたいということになり、最後の〇〇営農組合については、元々〇〇営農組合がやっておられるところで、改めて整理されるということで新規になりました。

小林委員

〇〇さんは1.3ヘクタールぐらいの経営規模で機構通しということですが、この方の位置づけは地域では、担い手という扱いですか。

基本的には担い手育成という基本方針の中で機構を通すというのが大前提だと思いますが、地域でこの方を担い手に育成していくんだという方向が出てればいいんですが、こういう規模の方に積極的にその公社が関わっていくというのはどうなのか。

田中委員

〇〇さんは普通の戸別農家で、〇〇さんは〇〇営農さんの組合員で、おそらくこの田は仲間田で、〇〇営農さんで整理したいのでこういう形をとっているのかなと思われます。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。

議案第43号農用地利用集積計画の決定について及び議案第44号農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定いたします。

次に、議案第45号入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求めます。

農振除外等の申請は年4回ですが、今回は6月受付分の申請で、軽微変更が1件、農振除外が3件、農振編入が1件あります。

軽微変更は、農業用施設のために農地を利用する場合、農用地区域からは除外せずに、農業上の用途を農地から農業用施設に変更する軽微な手続きのことを言います。軽微な変更のため、県知事の同意などの手続きは省略されます。

軽微変更の申請番号1番。変更対象地は入善町新屋〇〇の一筆、地目は田、面積は113㎡です。申請地の位置図は8ページをご覧ください。願出者は入善町新屋〇〇の〇〇さんで、変更後の用途は農作業場敷地です。

申請人の〇〇さんは、平成14年に農業用の機械を格納するため農業用格納庫を自宅西側に建築することを計画しました。当時の既存敷地だけではスペースが足りなかったため、既存敷地に加えて、申請地を敷地として農業用格納庫を建築し、現在に至っています。農振法の手続きをとっていなかったため、今回始末書をつけての申請となりました。

申請面積113㎡、既存宅地と合わせて300.5㎡を敷地とし、農作業用格納庫の面積は184.7㎡でトラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台、乾燥機など農業用機械等を収容するための必要最小限の面積です。また、雨水排水については、西側の自宅に隣接している排水路に排水します。

要件の確認としては、目的が農作業場敷地であるため、既存地に近接しているほうが、効率性や管理の点でも利用しやすく、最も適しており、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、

足立区〇〇の息子の〇〇さんで、権利設定は借受け、除外後の用途は一般住宅敷地です。

借受人の〇〇さんは、父親の老後の世話や将来子供が生まれた際、父親に子供の面倒を見てもらうことを考えて、夫婦で地元へ帰省するため、平屋建ての家を新築することを計画しています。平屋建ての小規模な住宅のため、子供部屋を実家に作ることや将来的には新築する平屋建ての方に父親が住むことも考えています。

実家敷地内で建築することも検討しましたが、農作業場や電柱、庭木などがあり、敷地に余裕がなく、実家と行き来することを考え、実家から半径100mで空き地などがないか検討しましたが、適切な場所は見当たらず、実家の既存敷地と前面にある畑と一緒に住宅敷地として利用するため、今回の申請となりました。

申請面積は134㎡、既存宅地と合わせて255㎡を敷地とし、一般住宅の基準を満たし、住宅、駐車場として利用するための必要最小限の面積です。また、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は北側排水路に排水します。

除外要件については、一般住宅敷地であり、父親の老後の世話や父親が平屋建ての家を使用する可能性があること、実家も収納スペースとして利用を考えていること、将来、子供が生まれたときに父親に面倒を見てもらうことなどから実家のそばに建築する必要があるため、既存宅地に隣接する申請地が最も適していることから、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、除外可能と考えます。

続きまして、農振編入についてです。農振除外は田や畑といった農地を農用地区域から外し、宅地などに利用できるようにすることですが、農振編入はその逆で、農用地区域外の田などを農用地区域に含め、農業上の用途にすることです。

農振編入の申請番号1番、編入願出者は入善町横山〇〇の〇〇さん外30名で、申請地は入善町横山道下〇〇 外59筆で、地目田が53,808㎡、畑が48.46㎡になります。申請地の位置図は17ページ～21ページをご覧ください。

横山地区では、効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、令和7年から農地整備事業により水路改修及び一部区画整理を行う予定ですが、農用地区域外農地は、整備事業の対象とならないため、今回の編入申請となりました。

申請地は、現在も農地として利用しており、10ha以上の規模の集団的な農用地の一部になることから、農振法第10条第3項第1号に該当するため、農用地区域に編入することは可能と考えます。

以上、軽微変更1件、農振除外3件、農振編入1件の申請です。よろしくお願いいたします。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。どなたからでも発言をお願いいたします。

安藤委員

参考までに教えていただきたいのですが、〇〇さんの軽微変更と〇〇さんの除外申請ですが、何十年も前にされたことを今、申請されたわけですが、何かやるきっかけがあれば将来のため教えていただきたいです。

事務局

農振除外の〇〇さんの案件については、〇〇さん自身が今所有している土地を綺麗にしておきたいという思いがあって自発的に行動されたいというお話でした。

〇〇さんについては、直接は確認しておりませんが、自発的に正しておきたいという話だったかと思っています。特に所有権移転されるとかそういったお話は何っておりません。

上野委員

〇〇さんの場合、昭和44年から45年度頃に舟見地区で基盤整備事業があって、そのときにこういうふうにしたいという話があったらしいです。ご本人に確認しましたところ、基盤整備のときの役員の方にもお願いしており、されているはずだと思っていたらしいのですが、息子さんに代を譲ることを考えていて、再度確認したところ、まだ申請がされてなかったということがわかり、今回始末書をつけて申請されたということでした。先日、自分のところへ来られてまたよろしくお願いいたしますとのことでしたので、補足させていただきます。

議長（米山 義隆）

〇〇さんのところで、細長いところがまだ残っているようなのですが、これは田や畑になるのですか。

上野委員

地図上ではこのようになっていますが、この道を挟んで田になっています。

スーパー農道に面しているところは、幅が2メートル前後になっていてトラクター等が入らないため、敷地にしたいと基盤整備の時、役員にお願いしていたがそうになっていなかったということです。

小林委員

一点だけちょっと確認を。〇〇さんの除外申請ですが、犬走りの件で、転用申請段階に行く前、この除外申請のときに確認をしておかないと、なかなかその犬走りの面積を除外しておくのかどうなのかを今のタイミングでしか確認しようがないですね。それでちょっと揉めたこともありますので、残った圃場の耕作者が多分犬走りとかっていう話はでなかっただろうと思いますけれども、そういうところをこの段階でできれば確認しておいていただければ、あとスムーズに進むのかなというふうに思いますので、他にもこういう案件が出てきたときに皆さんで、こういうときは除外申請のときにしっかり確認しましょうねっていうことを皆さんと意識を共有しておけばというふうに思います。この場合はそんなに大きな面積でないですが、もしよければその辺の確認をされていれば。

議長（米山 義隆）

やはり申請を持ってこられたときに、農業委員会の総意として、そういったことがなされているかってことは確認を取られますよってことを言わないといけませんね。

事務局

そうですね。除外の申請の際には委員の確認印等はもらっていないので。

今回の申請については、建築する場所自体が、この土地の中央に位置しており、大分スペースも空いた状態になりますので、隣接耕作者から同意を得ているように、その点は配慮されているものだと考えております。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。

議案第45号入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

はい全員挙手により本案は原案通り決定いたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

議長（米山 義隆）

次回の総会の日程をお知らせしておきます。

令和6年8月5日曜日午後1時30分より行います。場所については、改めて事務局の方より、案内が出るとしますので日時場所をご確認いただきたいと思います。それでは事務局より連絡事項をお願いします。

事務局

（配布物について事務局より説明）

事務局

（富山県の農業施策による政策提案について事務局より説明）

事務局

（農地パトロールについて事務局より説明）

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（米山 義隆）

ないようですので、これもちまして、第12回入善町農業委員会を閉会したいと思います。次回の総会は令和6年8月5日月曜日、午後1時30分になります。

（閉会 午後2時30分）